

住信 SBI ネット銀行スポーツくじ WINNER 自動購入に関する特約

お客さまは、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」といいます。)が発売し、住信 SBI ネット銀行(以下「当社」といいます。)が販売するスポーツ振興投票券(以下「スポーツくじチケット」といいます。)の自動購入サービスに係る当社との取引(以下「WINNER 自動購入」といいます。)については、この規定(以下「本規定」といいます。)における下記条項のほか、別途定める各取引に係る規定に従うことに同意するものとします。

第1条(約款等の準用)

1. 本規定は、当社が別途定める「住信 SBI ネット銀行スポーツくじ特約」に付帯するものとします。
2. WINNER 自動購入の利用にあたり本規定に定めのない事項については、「住信 SBI ネット銀行スポーツくじ特約」の定めに従うものとします。
3. お客さまは、本規定および「住信 SBI ネット銀行スポーツくじ特約」を確認し、これに同意のうえ WINNER 自動購入を利用するものとします。

第2条(用語の定義)

本規定で使用する用語の定義は、本規定で別途定義されるものを除いて、「住信 SBI ネット銀行スポーツくじ特約」で定めるものと同一とします。

第3条(WINNER 自動購入)

WINNER 自動購入とは、当社が指定するスポーツくじチケット(WINNER1 試合予想が該当します。)のうち、勝敗予想において、お客さまが指定したチームまたはパック(当社が指定する複数のチームの組み合わせをいいます。なお、当社の支店ごとに、お客さまが選択することができるパックは異なる場合があります。以下同じ。)に含まれるチームが勝利することを予想する内容のスポーツくじチケット(Bリーグチャンピオンシップ、B2プレーオフに関するものは除きます。以下同じ。)について、お客さまが取引サイトを通じて自動購入の申込みを行い、当社が当該申込内容に従ってお客さまのために当該スポーツくじチケットの購入を行うサービスをいいます。

第4条(利用申込)

1. WINNER 自動購入を利用するためには、住信 SBI ネット銀行スポーツくじの会員登録を行い、本規定に同意の上、当社所定の方法により申込手続きを行う必要があります。
2. 当社は、利用申込の際に当社銀行取引規定第 8 条第1項に定める本人確認手続きが完了していることをもって、利用申込がお客さま本人によってなされたものとみなします。なお、当社は、本項に定める取扱いによりお客さまに生じたいかなる不利益または損失についても、責任を負わないものとします。

第5条(WINNER 自動購入の提供)

1. お客さまは、別途センターが「スポーツくじ約款」等で定めるスポーツくじチケットに係る購入可能な口数の範囲内で、お客さまが指定したチームまたはパックごとに、自動購入する口数を指定することができるものとします。
2. 当社は、センターによる公示(スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成 10 年法律第 63 号)第7条に基づく公示をいい、公示内容が変更された場合も含みます。以下同じ。)に基づき、スポーツ振興投票の対象となるものとして指定された試合の中から、お客さまが指定したチームまたはパックに含まれるチームが勝利することを予想する内容のスポーツくじチケットの自動購入を行います。当社は、次項に定める WINNER 自動購入の有効期間中、センターによる公示があ

- ったときは、自動購入の対象となるスポーツくじチケットの販売開始日の前日に、当該自動購入の対象となる開催回や購入予定日等を当社所定の方法により、お客さまに通知するものとします。
3. WINNER 自動購入の有効期間は、初回は、お客さまの WINNER 自動購入の申込みに当社が同意した日から翌年の 12 月 31 日までとします。お客さまが WINNER 自動購入の申込みを行った場合、当社は、お客さまがあらかじめ登録した内容に基づき、自動購入の申込みに当社が同意した後、スポーツくじチケットの購入が可能となる最初の開催回からその翌年の 12 月 31 日までの開催回において、お客さまの個別の操作によらず自動的に対象のスポーツくじチケットを購入します。
 4. 当社は、WINNER 自動購入の有効期間満了前に、お客さまから第 7 条に定める方法により WINNER 自動購入の取消がなかった場合、継続意思を有するものと認めて、WINNER 自動購入の有効期間を満了日の翌々年の 12 月 31 日まで延長するものとし、以後も同様とします。
 5. 前 2 項の規定にかかわらず、販売期間が短期間であることなどにより、WINNER 自動購入によるスポーツくじチケットの購入ができない場合、当社は、当社所定の方法によりお客さまに通知のうえ、購入手続きを行わないことがあります。
 6. お客さまは、有効期間中に WINNER 自動購入の取消を希望する場合、第 7 条に定める方法により取消の申込みを行うものとします。
 7. お客さまが WINNER 自動購入において指定したチームが降格等によりスポーツくじチケットの対象チームから外れた場合、当社は、当社所定の方法によりお客さまに通知のうえ、当該 WINNER 自動購入の取消を行うものとします。
 8. お客さまが WINNER 自動購入において指定したパックにおけるチームの組み合わせに変更が生じる場合、当社は、当社所定の方法によりお客さまに通知のうえ、当該パックに係る自動購入の取消を行うものとします。
 9. 当社は、第 5 項、第 7 項および前項に定める場合に、お客さまに生じたいかなる不利益または損失についても、責任を負わないものとします。

第 6 条(購入するスポーツくじチケット情報の変更)

当社は、センターが公示した情報に変更がある場合、当該開催回にスポーツくじチケットの自動購入を行っているお客さまに対し、当社所定の方法によりその旨告知するものとします。なお、当該開催回のスポーツくじチケット購入処理の中止を希望される場合には、第 7 条に定める方法により、自動購入を取り消す手続きを行うものとし、同条所定の期限までに取消の手続きが行われない場合、当社は、お客さまが変更後の公示内容に基づくスポーツくじチケットの自動購入に同意したものとみなし、購入処理を行います。

第 7 条(取消・変更)

1. お客さまは、対象のスポーツくじチケットの販売開始前の当社所定の時間(以下「取消・変更期限」といいます。)までに限り、当社所定の方法により WINNER 自動購入の取消または内容の変更を行うことができます。自動購入の取消を行った場合、対象のスポーツくじチケット以降、全てのスポーツくじチケットの自動購入が中止となります。
2. お客さまは、前項または第 5 条第 6 項に基づき WINNER 自動購入の取消または内容の変更を行う場合、取消または変更の内容を確認のうえ、当社銀行取引規定第 8 条第 1 項に定める本人確認手続きを行うことで、取消または変更の申込みを行うものとします。

第 8 条(購入手続き)

1. 当社は、お客さまから受け付けた自動購入の内容に基づき、取消・変更期限の経過後、当社が任意に決定した時刻にスポーツくじチケットの購入手続きを実施します。

2. 当社は、お客さまの自動購入に係るスポーツくじチケットの代金をお客さま名義の代表口座円普通預金から引き落とし、スポーツくじチケットの購入代金の決済を行うものとします。
3. 当社は、第1項に定めるスポーツくじチケットの購入手続きの実施時において、お客さまの代表口座円普通預金の残高が自動購入に係るスポーツくじチケットの代金に満たない場合、または、何らかの事情でお客さまの代表口座円普通預金から引落としができない場合、当該自動購入に係るすべてのスポーツくじチケットの購入手続きを行いません。
4. お客さまは、第1項の定めに基づく購入の結果および前項に定める取扱いについて、一切の異議を述べることができないことあらかじめ同意するものとします。
5. 当社は、第1項に定めるスポーツくじチケットの購入手続きの実施において購入手続きが完了した場合、または第3項に定める事由によりスポーツくじチケットの購入手続きを行わなかった場合、当社所定の方法によりお客さまにその旨を通知するものとします。

第9条(自動購入の設定内容等の表示)

1. 当社は、開催スケジュールが公示されたスポーツくじチケットの情報およびお客さまが登録したWINNER自動購入の設定内容を、取引サイトに表示します。
2. 当社は、WINNER自動購入の処理を完了したスポーツくじチケットの内容を、取引サイトに購入履歴情報として表示します。

第10条(死亡時の取扱い)

自動購入の申込完了後にお客さまが死亡したことが判明した場合、当社は、お客さまとの間のWINNER自動購入の利用を終了させ、その旨をセンターに通知することができるものとします。

第11条(サービスの終了)

当社は、当社のWEBサイトに一定期間告知することで、WINNER自動購入に係るサービスを変更、終了または中止することができるものとします。なお、本条に基づき当社がWINNER自動購入に係るサービスを変更、終了または中止したことによりお客さまに損害等が発生しても、当社およびセンターは一切責任を負いません。

第12条(規定の変更)

当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、当社WEBサイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規定を変更することができます。

- (1) 変更の内容がお客さまの一般の利益に適合するとき。
- (2) 変更の内容が、本規定に基づくお客さまと当社との契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

以上